

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則及びオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する規則 新旧対照条文

- 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）・・・・・・1
- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）・・・・・・2

○ 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）</p> <p>第十六条 遺族給付金の支給について、法第十条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>三〇十一 （略）</p>	<p>（遺族給付金の支給に係る裁定の申請）</p> <p>第十六条 遺族給付金の支給について、法第十条第一項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添えて、遺族給付金支給裁定申請書（様式第一号）をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者の氏名、生年月日、本籍及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>三〇十一 （略）</p>

○ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 後)	改 正 前)
（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）	（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）	（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給に係る裁定の申請）
<p>第二条　（略）</p> <p>2　オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第八条第四項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一　対象犯罪行為により死亡した者の遺族　次に掲げる書類</p> <p>イ　（略）</p> <p>ロ　申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>二・五　（略）</p> <p>3・4　（略）</p>	<p>第二条　（略）</p> <p>2　オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書には、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、法第八条第四項に規定する記録等その他の資料を用いる等により、公安委員会がその添付の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>一　対象犯罪行為により死亡した者の遺族　次に掲げる書類</p> <p>イ　（略）</p> <p>ロ　申請者の氏名、生年月日、本籍及び当該死亡した者との続柄に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書</p> <p>二・五　（略）</p> <p>3・4　（略）</p>	